

## 島根県奥出雲町「令和2年度前期 地域おこし協力隊」募集要項

島根県奥出雲町は、広島県と鳥取県に接する中国山地の山間に位置し、古事記に登場するヤマタノオロチ退治神話の舞台となったところで、スサノオノミコトが高天原から降臨したと伝えられる出雲神話発祥の地であり、神話ゆかりの場所が数多く残されています。

さらに、約1400年前から連綿と受け継がれる「たたら製鉄」で栄え、原料の砂鉄を採取するため野山を切り崩す「かなな流し」で形成された独特の棚田景観は、国の重要文化的景観に指定されています。

その美しい棚田では、東の横綱「魚沼」、西の横綱「仁多米」と称されるほどの良質米が育てられ、全国米食味鑑定コンクールでこれまで9回金賞を受賞しゴールドプレミアムライスAAA（トリプルA）の称号を頂くほどの全国ブランド米です。

奥出雲町では、平成22年から地域おこし協力隊の募集を開始し、これまで27名の隊員を受入れています。担って頂く業務は町の課題解決に対応する内容で、和牛の飼育、地域農業の応援、定住推進、観光振興、高校魅力化、椎茸栽培、刀匠などの業務に携わっていただいています。また、現在7名の隊員が町で奮闘中なうえ、任期を迎えた隊員は引き続き奥出雲町のまちづくりに取り組んでいます。

この度、令和2年度前期に奥出雲町の農の担い手として（一社）奥出雲町農業公社で地域農業の課題解決に取り組んでいただける方を募集します。

### 1 募集する隊員の業種

#### 【事業所型隊員】

#### （1）農の担い手協力隊（畜産農地保全タイプ）

##### ○業務概要

奥出雲町では、地域農業の振興と発展を支援する組織として、第三セクターの一般社団法人奥出雲町農業公社を設立し、奥出雲和牛の産地基盤強化や農作業の受委託、農地の保全などに取り組んでいます。

この度、奥出雲町農業公社が運営する町内2か所の繁殖育成牧場（黒毛和種繁殖飼養頭数185頭）で和牛の繁殖育成や堆肥の製造供給に携わっていただく**農の担い手協力隊**を募集します。

また、奥出雲町農業公社が保有する農地の保全管理として、飼料作物や在来品種の「横田小そば」などの特産品の栽培と、耕作困難な農家の水田作業の受託などにも携わり、地域農業の応援隊として農業の一助となるべく活躍いただきます。

##### ○業務内容

- ・繁殖育成牧場での子牛・成牛の飼養管理
- ・飼料作物の栽培収穫（耕起作業から刈取り、集草、ロール、農家配送）
- ・（株）仁多堆肥センターと協力した堆肥製造・散布作業
- ・保有農地の保全管理としての作物栽培
- ・その他関連する業務

## 2 募集人数

○農の担い手協力隊 1名

## 3 応募資格

- (1) 年齢：18歳以上（令和2年4月1日現在）
- (2) 三大都市圏（※1）及び三大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を奥出雲町に移すとともに奥出雲町に住民票を移動し居住される方
- (3) 奥出雲町に1年以上居住し地域おこし協力隊活動に従事できる方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動・貢献できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（大型特殊免許をお持ちの方大歓迎です。）
- (6) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・メール・SNS、イラスト作成等の基本的操作）ができる方

※1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

※2 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下条件不利地域）という。に該当しない市町村の区域をいう。

※3 「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所・雇用先 島根県奥出雲町内・一般社団法人 奥出雲町農業公社

## 5 活動時間

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分
- (2) 勤務日数 月曜日から日曜日のうち週5日間（シフトによる勤務となります。）

## 6 活動形態・期間

- (1) （一社）奥出雲町農業公社の職員として採用され、奥出雲町長から委嘱されます。
- (2) 委嘱期間は委嘱開始の日から1年とし、1年ごとの更新とします。  
ただし、実績評価によって最長3年まで延長可能です。
- (3) 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7 待遇・福利厚生

- (1) 月額167,000円を支給します。（社会保険料等自己負担分を含む・賞与なし）
- (2) 社会保険、雇用保険、労働災害補償保険に加入します。
- (3) 活動期間中の住居に係る家賃はご自身で負担願います。

- ただし、自己負担を10,000円以上とし上限大20,000円まで補助します。
- (4) 活動に必要な費用は150万円を上限とし、(一社)奥出雲町農業公社が負担します。(資格取得、技術技能研修等への参加経費、備品消耗品他)
- (5) 引っ越しにかかる経費は自己負担とします。

## 8 応募手続き

- (1) 応募期間 令和2年6月19日(金)から令和2年8月21日(金)まで  
※令和2年8月21日(金)消印有効
- (2) 提出書類 応募用紙に必要な事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付してください。
- (3) 提出先 〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成358-1  
島根県奥出雲町役場 地域づくり推進課  
まで郵送若しくは持参してください。(応募用紙等はお返ししません。)

## 9 選考方法 書類及び面接による選考を行います。

- (1) 第1次選考(令和2年8月下旬)  
書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。  
注) 応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 第2次選考(令和2年9月中旬)
- ① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。面接は奥出雲町で行います。
  - ② 選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。  
※選考結果通知書(採用内定通知)は、第2次選考(面接)終了後に行います。

## 10 応募・問合せ先

〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成358-1  
奥出雲町役場 地域づくり推進課 地域づくり推進グループ  
電話：0854-54-2524 FAX：0854-54-0052  
E-MAIL：chiikidukuri@town.okuizumo.shimane.jp  
担当：高橋・中村